

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 25 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530112

研究課題名(和文)著作権法・商標権法・不正競争防止法による競合的保護領域に関する研究

研究課題名(英文) Study of Competitive Protections by Copyright Law, Trademark Law, Unfair Competition Prevention Law

研究代表者

茶園 成樹 (Chaen, Shigeki)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：30217252

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：著作権法・商標法・不正競争防止法による競合的保護領域に関して、外国における著作権と商標権の保護領域の競合場面を中心として、わが国の法制がどのような制度として構成されるべきか検討を行った。商標法については平成26年法改正により、音の商標・動きの商標等、新しいタイプの商標が保護対象と加わることになり、商標権と著作権が抵触するケースが多く想定されることとなった。この点について改正後の商標法を中心としてシンポジウムにおいて議論を行った。

研究成果の概要(英文)：About Competitive Protections by Copyright Law, Trademark Law, Unfair Competition Prevention Law, we consider how to compose our legal system.

About Trademark Law, which added new types of marks such as Sound marks etc. in the revision of 2014. This revision causes conflicts between trademark and copyright as expected ever before. We held symposium about this problem and discussed about it.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権 商標 不正競争防止法

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、過去に立体商標制度と意匠法の競合関係、著作権と意匠権の保護取得の問題等について関心を持ち、この研究を通じて知的財産権の競合的保護領域について検討の必要性を感じてきた。想定される競合領域のうち、まだ研究に未着手であった著作権と商標権の抵触関係を中心として本研究では検討を行うことにした。

本研究は、著作権と商標権の両権利が一つの成果に併存する場合、著作権が商標権に先だって発生している場合に抵触関係を調整するわが国の商標法29条(本研究申請当時)の調整のあり方が適切であるのか否か、外国法との比較を行うことで検討を進めることを目的として行ったものである。また、両権利が抵触する場合であっても、不正競争防止法上の請求が可能であり、複数の法領域について保護が可能である場合に、各法間でどのような措置を講ずることが可能であるのかを分析を行った。

本研究課題申請当時において、わが国では色彩のみの商標、音の商標、動きの商標を商標法上の保護対象とすべきかどうか議論がなされている最中であり、また、すでに商標の構成要素として認められている立体商標についても著作権と商標権の抵触関係が成立しうる。当時の法制度が抱える問題を分析し、外国法の分析を加えて分析をする必要があると思いついた。この問題は、当時の法制度における問題のみとして捉えるものではなく、新しいタイプの商標制度が導入された際に、より多くの著作権と商標権の抵触関係が考えられることから、本研究では著作権と商標権の存立がどのような問題を引き起こし、どのように対応していくことが可能であるのか検討を行うこととした。

2. 研究の目的

本研究では、権利存立過程と権利行使の場面における現行法のあり方を再検討すること、商標権を侵害する著作権の存立、著作権を侵害する商標権の存立に関する現行制度の是非、著作権と商標権の両方が存立する場合における不正競争防止法上の請求の可否という3つを軸として、外国法の分析を行い、わが国の法制度へ示唆を得るということを目的とするものである。

3. 研究の方法

研究開始当時においては、まだ、色彩商標、音の商標、動き商標、ホログラム商標といった新しいタイプの商標制度が導入されておらず、わが国において制度導入がなされた場合において、どのような問題が生じ得て、また、外国においてはこの問題にどのように対応しているのかの検討を進めていた。

研究初年度については、まず、国内外における著作権と商標権の関係性についての議論状況を整理し、比較法的研究を行うことに

より日本法における両権利の調整を図るための具体策を提案するための研究を進めた。また、次年度に行う海外調査のための調査国について検討を行った。

2年度目においては、初年度において、比較研究を進めた結果、さらに検討をすべき制度を有する国として名前の挙がった国の法制度の調査を行った。なお、検討の結果調査を行ったのは、ドイツ、韓国、台湾の3ヶ国である。当該国における大学をはじめとする研究機関等を訪問し、複数の研究者・実務家等と本研究に関する問題について情報収集・意見交換を実施した。

最終年度は、当初から研究成果の発信を行う年とすることを計画していたが、前年度までの検討過程において、平成26年に改正商標法が成立し、新しいタイプの商標がわが国においても商標権設定登録を受けられることとなった。そこで、新たに、改正後の法制度においてどのような問題が生じるのかを検討することとした。

4. 研究成果

本研究により、著作権と商標権が抵触する場合における法制度は、権利存立過程の問題として制度設計するものと、権利存立後の権利調整の問題として制度設計するものと大きく2つのタイプに分類することができることが判明した。そのうち、わが国の制度は、法改正前においても後においても後者の制度を採用しており、これは、諸外国との比較においては少数派である。この点に関して、わが国の制度に問題があるのか否かを検討したが、制度設計自体に改善の余地はあるものの大きな障害ではないことから、現行法上対応できる範囲内で著作権と商標権の調整を行うことが可能であるとの結論に至った。侵害訴訟においては、ドイツ法の採用する枠組みがわが国の現行制度と親和的であるとの示唆を得ることができた。

平成26年法改正に関しては、改正後における商標法に関して新たに商標の構成要素として音が加わったことから、音に関して生じうる商標法上の問題について検討を行い、この成果は改正法に関して周知する必要性があったことと、本研究テーマに直接影響する改正内容であったことからシンポジウムを開催することにより情報発信を行った。

本研究の成果は、5.に示すように、雑誌論文や図書等において発信を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 11 件)

茶園成樹, 判例研究 LADY GAGA 事件 歌手名からなる商標と商標法3条1項3号[知財高裁平成25.12.17判決], Law & technology (66), 査読無, 2015, 42-50

茶園成樹, 著作者の権利と所有権, コピ
ライト(648), 査読無, 2015, 2-18
村上画里, 著作物の題号の改変に關す
る一考察, 東北学院法学, 記念号, 査読無,
2015, 頁未定,
茶園成樹, 商標法4条1項8号による人
格的利益の保護: 氏名権を中心に(日
本弁理士会中央知的財産研究所 研究報
告第36号 複数の知的財産法による保
護の交錯), パテント 67(4), 査読無,
2014, 40-52
茶園成樹, 意匠制度研究 利用関係によ
る意匠権侵害について, Design protect
27(3), 査読無, 2014, 10-17
村上画里, 著作権と商標権が併存する
場合の調整のあり方について, 阪大法
学 64(1), 査読無, 2014, 73-98
陳思勤, ネットワーク環境における著
作権の保護に關する中国法の最近の動
向: 最高人民法院新司法解釈の制定を
中心に, 阪大法学 64(1), 査読無, 2014,
99-129
村上画里, 著作権と商標権の権利調
整: 日本法と台湾法の比較, 知財ぶり
ずむ(134), 査読無, 2013, 30-39
茶園成樹, 知的財産法判例の動き, ジュ
リスト(1453), 査読無, 2013, 258-263
茶園成樹, 座長コメント, 日本国際經濟
法学会年報(21), 査読無, 2012, 183-187
茶園成樹, 知的財産法判例の動き, ジュ
リスト(1440), 査読無, 2012, 273-278

〔学会発表〕(計 5 件)

茶園成樹, EU(欧州連合)における公衆
への伝達権とリンク, 同志社大学知的財
産法研究会, 2015年3月23日, 大阪大学
大学会館(大阪府豊中市)
勝久晴夫, 東京地判平成26年5月27
日(平成25(ワ)第13369号)アンダー
カバー猫写真看板事件を題材として, 同
志社大学知的財産法研究会, 2015年02
月28日, 同志社大学(京都府京都市)
茶園成樹, 著作者の権利と所有権, 月例
著作権研究会, 2015年01月16日, アル
カディア市ヶ谷(東京都千代田区)
村上画里, 著作物の題号の保護, 東北学
院大学企業法務研究会, 2014年12月26
日, 東北学院大学(宮城県仙台市)
茶園成樹, 商標権と著作権等との関係に
ついて, IPrism 商標法シンポジウ
ム, 2014年07月26日, 大阪大学中之島
センター(大阪府大阪市)

〔図書〕(計 12 件)

茶園成樹編, 不正競争防止法, 有斐
閣, 2015, 1-22, 12-46, 158-176, 177-195
大淵哲也, 茶園成樹, 平嶋竜太, 蘆立順美,
横山芳久, 知的財産法判例集〔第2版〕,
有斐閣, 2015, 225-234, 235-263, 505-520

茶園成樹編, 著作権法, 有斐
閣, 2014, 1-15, 141-194, 249-264
茶園成樹編, 商標法, 有斐
閣, 2014, 1-16, 75-89
茶園成樹編, 知的財産法入門, 有斐
閣, 2013, 1-19, 81-100, 115-130
牧野利秋先生傘寿記念論文集(茶園成樹
他), 知的財産権 法理と提言, 青林書
院, 2013, 1113-1132
高林龍ほか編(茶園成樹他), 年報知的
財産法 2013, 日本評論社, 2013, 2-13
同志社大学知的財産法研究会編(勝久晴
夫他), 知的財産法の挑戦, 弘文
堂, 2013, 212-234
高林龍・三村量一・竹中俊子編集代表(茶
園成樹他), 現代知的財産法講座: 知
的財産法の理論的探求, 日本評論
社, 2012, 405-424
著作権法と不正競争防止委員会(茶園成
樹他), 著作権法と不正競争防止法の交
錯問題に關する研究, 著作権情報センタ
ー附属著作権研究所, 2012, 105-126
小野昌延編(茶園成樹他), 新・注解不
正競争防止法〔第3版〕(上巻), 青林書
院, 2012, 806-815
小野昌延編(茶園成樹他), 新・注解不
正競争防止法〔第3版〕(下巻), 青林書
院, 2012, 1203-1219

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者
茶園成樹(CHAE, Shigeki)
大阪大学大学院高等司法研究科・教授
研究者番号: 30217252

(2)研究分担者

勝久 晴夫 (KATSUHISA, Haruo)
大阪大学知的財産センター・特任助教(常勤)
研究者番号: 00597958

村上 画里 (MURAKAMI, Eri)
大阪大学知的財産センター・特任准教授(常勤)
研究者番号: 70597351

(3)連携研究者

陳 思勤 (CHEN, Siqin)
大阪大学知的財産センター・特任講師(常勤)
研究者番号: 60597350